

平成 27 年第 8 回美郷町議会定例会

議事日程 (第 4 号)

平成 27 年 9 月 18 日 (金曜日) 午前 10 時開議

議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 56 号 行政不服審査会の事務の委託に関する協議について
- 第 2 議案第 57 号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 3 議案第 58 号 心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言について
- 第 4 議案第 59 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 60 号 美郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 6 議案第 61 号 美郷町印鑑条例の一部改正について
- 第 7 議案第 62 号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第 8 議案第 63 号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正について
- 第 9 議案第 64 号 平成 27 年度美郷町一般会計補正予算第 5 号
- 第 10 議案第 65 号 平成 27 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 11 議案第 66 号 平成 27 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 12 議案第 67 号 平成 27 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 13 議案第 68 号 平成 27 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 14 議案第 69 号 平成 27 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

議案審議 (委員長報告～討論～表決)

- 第 15 認定第 1 号 平成 26 年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 16 認定第 2 号 平成 26 年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 17 認定第 3 号 平成 26 年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 18 認定第 4 号 平成 26 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 19 認定第 5 号 平成 26 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 20 認定第 6 号 平成 26 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

陳情審議 (委員長報告～質疑～討論～表決)

- 第21 陳情第 7号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情
- 第22 陳情第 8号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情
- 第23 陳情第 9号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情

追加議案審議

- 追加日程第 1 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 議員派遣について
- 追加日程第 3 閉会中の継続審査及び継続調査について
- 追加日程第 4 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 農事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂基	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第56号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第56号 行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 行政不服審査会の事務の委託に関する協議については原案のとおり決しました。

◎議案第57号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第57号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第57号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第57号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第3、議案第58号 心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、村田 薫君。

○5番(村田 薫君) この宣言につきましても、申し分のない実績があり、今後の取り組みにも大いに期待しているところですが、さきの歌川広重展のような大きな催しでは県外からもかなりの入館者が見られておりました。何よりもギャラリートークというのは大変素晴らしいものでした。これから町でも県内または町内の歴史・芸術の催しの際にも解説があればと思いますが、町ではこういう学芸員などの専門職員の充足は足りているのかお尋ねいたします。

○議長(高橋 猛君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(煙山光成君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、今回新しくオープンします歴史民俗資料館、それから現在あります資料館、学友館にあります資料館ですけれども、これは博物館類似施設という分類でありまして、学芸員を必置ではございません。町の自治体の規模というものもありまして、学芸員を非常にたくさん配置をするというような状況にはないものかなというふうに思っております。実際、職員で学芸員資格を持っている者は複数名おりまして、そういったところを勘案して人事配置いただいているというふうに認識をしております。

そういう中で、ではどういった形で今議員お話がありましたように解説等を充実していくのかというような部分があるわけですが、現在、新しい資料館に関しましては、みさぼ一とを中心に案内人のボランティア養成というものをスタートしております。歴史案内人の養成講座と

いうものも町ではこれまで進めてまいりました。地域の方々、そういった志のある方々にお集まりいただき、研鑽を積んでいただき、来客のいらっしゃった皆さんに町の歴史・文化等をしっかり伝えていくといった体制を整えることが必要かというふうに思います。

それから、学芸員ということに限定してはおりませんが、町では東京文化財研究所、あるいは奈良文化財研究所等に職員を派遣しまして研鑽を積んでおります。こういったところでしっかりと地域の皆様方の要望、あるいは町外、県外からいらっしゃった皆様方の要望に応じていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言については原案のとおり決しました。

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 今回定める町の事務をマイナンバーで行う町独自の事務ということで、これ以外にも今後マイナンバーでやっていく町独自のものが出てくるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） お答え申し上げます。

今回のこの業務を選定するに当たりましては、各課とヒアリングを行いまして決めた次第でご

ざいます。現在のところ、現段階ではこの業務ということでございまして、今後、マイナンバー法等が改正されたり何だりしました段階におきましては再度検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 国民の方々にはこの個人情報の漏えいといった不安が募っているわけでありまして、提供、管理する側の自治体等も不安に思っているというような記事がこの前魁新聞でしたかに載っておりました。このことについて、情報管理、それから漏えい防止についての町の取り組み姿勢を伺いたしたいと思います。

それから、もう1点でありますけれども、個人番号が通知された以降、来年度から申請が始まるわけですが、町民皆申請するものなのか。そこら辺をちょっと確認のためにお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） お答え申し上げます。

町民の方々の不安、そういうものに対する漏えい等の懸念につきましての答弁でございますけれども、情報の漏えいの対策といたしましてはシステム面と制度面で国より示されてございまして、システム面につきましては、個人情報の分散管理というような、このことで情報の芋づる式の漏えいを防ぐという形、また情報のやりとりはマイナンバーを直接用いず符号化して行うということ、また通信する場合は暗号化をして行うということ、また自分の情報をいつ誰がなぜ提供したのかという記録、こういうものを確認できるシステムもできるようでございます。いわゆる国民側からの監視ができるというふうに考えてございます。

制度面につきましては、法律で定めている場合を除きましてマイナンバーの収集・保管は禁止されてございます。またマイナンバーを収集する場合は本人の確認が義務づけられてございます。さらには、適切な管理・監視・監督する個人情報の保護委員会、いわゆる第三者機関でございますが、このようなものを国のほうでは設置しているということ、また法律に違反した場合にも罰則が従来よりも強化されてございます。

町のまた対策といたしましても、マイナンバーを取り扱うシステムとインターネットのような不特定の外部との通信ができるシステムとの切り離しを行ってございます。いわゆるシステム上の分離を行ってございます。それから、職員の個々の管理でございますけれども、個人情報の管理に対する職員の教育の徹底を図るため、研修等は随時行ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 後段にございました申請でございますけれども、個人番号カードの申請ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

日程でございますが、来月10月5日以降、個人番号の通知カードというものが全町民に送られるということになってございます。この通知カードに、個人番号カード、通称マイナンバーカードと呼ばれるものでございますが、ICチップ等が内蔵されておまして公的個人認証にも使えるカードでございます。これにつきましては当初の交付は無料でございます、必要な方が申請をされるということでございます。通知カードの郵送時に個人番号カードの申請書も届くというふうに定められてございます。必要な方が申請するということになります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○7番（深澤 均君） どこかでみたかわかりませんが、申請に顔写真等を添付するというようなのをちらっと見たことがありますけれども、美郷町ではどのような形になるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 個人番号カードの申請につきましては、インターネット等でも申請をされてもよいという規定でございますし、窓口にいっしょって役場庁舎で申請をされてもよい、あるいは会社ごとにまとめて申請をするというようなさまざまな方法がとられるということでございます。

顔写真につきましては、これは本人の確認、身分証明のかわりになるということでございますので、顔写真は必須でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。（発言者あり）反対討論ですか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第59号に反対の立場から討論いたします。

マイナンバー制度に基づく条例制定であります。マイナンバー制度そのものについては、国は利便性を強調していますが、マイナンバーの利用拡大や官民利用が進めば不正利用や情報漏えいの危険性が高まります。また、特定の個人の情報を照会できるシステムができれば国による国

民監視の道具としての利用価値が高まるなど、プライバシーの問題があるものでありますので、この原案には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第59号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第59号について、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第60号 美郷町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 2人以上から異議がありますので、会議規則第87条により起立によって採決します。

議案第60号について、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第60号 美郷町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第61号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第61号 美郷町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 2人以上から異議がありますので、会議規則第87条により起立によって採決します。

議案第61号について、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第61号 美郷町印鑑条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第62号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第62号 美郷町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 2人以上から異議がありますので、会議規則第87条により起立によって採決します。

議案第62号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、議案第62号 美郷町手数料条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第63号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第64号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、熊谷隆一

君。

○11番（熊谷隆一君） 80ページ、81ページの6款農林水産業費の19節負担金補助及び交付金の中で、説明では県事業である水力発電に対する補助と伺いましたけれども、この内容について、設置する場所、あるいは事業主体、それから総額どのぐらいの予算額であるのかということについてお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

場所であります。六郷東根の七滝の円形分土工の下流であります。六郷東根幹線用水路というところではありますが、そういう名称であります。

それから、事業実施主体は秋田県であります。

それから、予算であります。事業費は3,500万円あります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 熊谷隆一君。

○11番（熊谷隆一君） 事業主体が秋田県であると言いましたけれども、その後の事業の運営も県で行うのですか、それともどこかの企業とか法人とかでやるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） ただいまのご質問にお答えします。

事業完了後は秋田県七滝土地改良区で管理運営することになります。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかにご質疑ありませんか。10番、細井邦男君。

○10番（細井邦男君） 76、77ページです。2款1項10目15節の工事請負費であります。歴史民俗資料館防犯カメラ設置工事でありますけれども、10月1日の開館オープンを控えておりますけれども、工事完了の期日をお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） ただいまの質問にお答えいたします。

工事完了は9月30日より前ということで、議会で議決をいただきましたらすぐに起工して、開館前に準備をしたいというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） ほかに。13番、飛澤龍右エ門君。

○13番（飛澤龍右エ門君） 86、87ページの小学校費でございますけれども、工事請負費の中に仙南小学校の街灯改修工事があります。このたび、感電、漏電というか、そういうのが発生したということでございますけれども、この発生になった原因ではなくて、どうやって調べたのか。

それと、安全のために各学校あるいは各施設のところでこういうことはないのか安全確認してお

るのか、そこら辺お答えをお願いします。

○議長（高橋 猛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） ただいまのご質問にお答えいたします。

仙南小学校の街灯でございますけれども、自動点滅器により夜間点灯するはずの街灯がつかなくなつたというのが一つ原因でございます。それで、専門の業者のほうに調査をお願いいたしまして、漏電のために電気がつかないということが判明いたしました。それで、この小学校の街灯が経過年数25年も経過しているということでございますので、街灯全てを一旦切っております。点灯させておりません。それで、今回の予算が通りましたら工事をいたしまして、これからの薄暮期にかけて点灯させてまいりたいと考えています。

それから、他の学校施設でございますけれども、通常の電気等に関しましては保安協会等の通常の日常点検等もございますし、あとは校務員でありますとか学校職員の関係者が点灯やそういうふぐあいが生じた場合にすぐに対応するよう、町のほうで行っているというところがございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。14番、森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） 89ページの13節であります。たしか説明では学友館にコウモリが入らないようにとの説明であったと思いますが、それは網等、いわゆるネット等を下げるような対策をとるものなのか、それとも別の対策なのか。どのように委ね、任せようとしているのかお伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、学友館の屋根の軒の構造からお話をさせていただきたいと思いますが、学友館は美術品あるいは歴史資料等を収蔵しておりますので、屋根の熱が直接館内に入らないように空間を設けております。軒のところにそういった熱が逃げるような空間がありまして、通常の鳥であれば入れないような構造にはなっておりますが、今回コウモリということで、多分コウモリは逆さに天井に張りつく、あるいは手があるというような状況の中で侵入が可能になったものというふうに認識しております。

ネットとかいろいろ我々も検討いたしましたけれども、専門家のほうにご相談をしたところ、やはりネットですと耐久性に問題があるということで、表現的には正確ではないかもしれませんが、紙を巻く缶、筒状のもの、こういったものを複数設置しまして侵入を防ぐというような対策をとるということになってございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） 大変単純な質問でございますけれども、そのように紙を巻いて本当にコウモリ等が入らなくなるものなのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 空間をそういったもので埋めていくということで侵入ができないと。先ほど申しましたように、重要な通気、換気等は引き続き可能になるというようなことございます。ちょっとサイズは違いますけれども、蜂の巣のような状況をご想像いただければというふうに思います。

○議長（高橋 猛君） 11番、熊谷隆一君。

○11番（熊谷隆一君） 同じページの13節委託料で、説明をちょっと聞き漏らしてしまいましたけれども、日下部さんのということでありまして、東嶽邸には、見る人が見ればどうしてここにこういったのがあるやというほどのお宝的な収蔵品がたくさんあると聞いております。それで、その日下部さんのことについて、その作品について伺います。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 日下部鳴鶴、日下部東作、いろいろ号があるわけですが、その作品が今手元に東嶽邸に何点あるかというようなことは、ちょっと手元に資料がございませんでしてお答えできませんけれども、今回修繕をするというのは鳴鶴であります。明治の三筆のうち、中林梧竹の作品はちょっと多分記録では持っておりませんが、もう一人の巖谷一六の作品等も東嶽邸では収蔵しております。

こうした文化財につきましては、広く皆さんにごらんいただくという形で普通に居間等にかけて展示をしてごらんいただいていると、あるいはふすまに仕立てましてごらんいただいているというような状況ですが、今回、こういった傷みが生じたものにつきましてはその都度修繕をさせていただきたいということと、収蔵してしまっただけで倉庫にしまってしまうというようなことでは当初の坂本家のほうからのこの施設を頂戴したときの趣旨にそぐわないだろうということで、引き続き一般に皆さんにごらんいただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。1番、澁谷俊二君。

○1番（澁谷俊二君） 82ページ、83ページ。道路維持費の中の工事請負費、この中の舗装工事について伺います。

この舗装工事、四ツ谷ほか6カ所ということで説明いただきました。その四ツ谷のほかの工事箇所、そして工事内容。この内容につきましては、これは舗装工事と書いてありますので、舗装を剥

がした部分にもう一度舗装するのか、今ある舗装にオーバーレーンするのか、それとも舗装を剥がしてもう一度この路盤を直して舗装するのか、その点について伺います。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 道路箇所でございます。四ツ谷線におきましては舗装補修ということで440メートルでございます。上層路盤と下層を剥がして打ち直しということになります。あと、本堂城回1号線につきましても同様に550メートル、それから上鶴田・鶴巻線につきましては710メートル、それから二ツ石・古屋敷線ですが、これは360メートル、これも同じく舗装と上層路盤の張りかえでございます。あと十二3号線につきましては、今路盤ができていますので舗装を乗せるという工事でございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。（発言者あり）反対討論ですか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第64号に反対の立場から討論いたします。

この補正予算の多くにはもちろん賛成するものですが、この中にマイナンバー制度にかかわるシステム改修追加予算が含まれております。マイナンバー制度については安全対策が不安視されているものであり、早急に進めるべきではないという立場ですので、この議案には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第64号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第64号について、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第64号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第5号については原案のとおり決しました。

◎議案第65号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第65号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第66号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第66号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第67号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第67号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第68号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第69号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎認定第1号から認定第6号までの委員長報告、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第15、認定第1号から日程第20、認定第6号までの6件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この議案の審査方を決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、中村美智男君、登壇願います。

（決算特別委員会委員長 中村美智男君 登壇）

○決算特別委員長（中村美智男君） 9月8日の本会議において当委員会に審査を付託されました認定第1号から認定第6号までの審査経過と結果をご報告いたします。

9月14日午前10時より委員会委員16名全員が出席し、一般会計及び特別会計決算認定について審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成26年度美郷町一般会計決算認定についてですが、歳入の審査では、町税及び公共料金等の収納状況や高齢者住宅整備資金、奨学資金の償還金にかかわる滞納者への対応の質疑に対し、滞納対策本部を設置し関係各課の連携により取り組んでいる旨の答弁が

ありました。また、地方消費税交付金と消費税率引き上げとの関連や、使用料に関連した公共施設の利用状況などに関する質疑がありました。試算上の影響金額、入場者数の推移をもとに答弁がありました。

歳出では、各種団体に対する町補助金の交付状況や効果の質疑に対し件数や金額などを示してのる答弁、また民生費にかかわる扶助費の伸びに関する質疑には種別ごとの件数等による答弁、さらに農林水産業費における国県事業の実績及び建設費の不用額についての質疑には原因となった要因の答弁がありました。また、予備費充当の仕方への質疑には予算執行の緊急性などを例に答弁がありました。

次に、認定第2号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、審査では、国民健康保険についての質疑があり、国保世帯の約半数が軽減対象となっているなどの答弁がありました。また、資格証明書についての質疑では交付基準についての答弁がありました。

なお、認定第3号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について及び認定第4号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について並びに認定第5号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定については質疑がありませんでした。

次に、認定第6号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてですが、審査では、保険料の納付方法についての質疑がありました。特別徴収、口座振替等の種別や件数などの答弁がありました。

質疑終了後、認定第1号から認定第6号までの討論、表決を行った結果、次のとおりです。

まず、認定第1号 一般会計決算認定については、反対、賛成ともに討論があり、反対討論として、消費税増税が行われ、町予算も公共料金の値上げが行われた。そういう中での予算執行による決算に反対する討論でありました。次に賛成討論として、町の活性化や交流促進、公共施設の耐震化により安全・安心が将来につながる取り組みであったことを評価する、また財政健全化の取り組みを高く評価することから決算に賛成するという内容で討論がありました。その後、起立による採決を行った結果、賛成13人、反対2人で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 国民健康保険特別会計決算認定では、2年連続の国保税の値上げは加入者の負担が大きく生活が厳しい、あらゆる財政努力をして負担軽減すべきであったことから決算に反対との反対討論がありました。その後、起立による採決を行った結果、賛成13人、反対2人で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第3号 簡易水道事業特別会計決算認定及び認定第4号 下水道事業特別会計決

算認定並びに認定第5号 農業集落排水事業特別会計決算認定のいずれにおいても、消費税増税反対の立場から使用料が値上げされた決算には反対との反対討論がありました。それで、起立による採決を行った結果、賛成13人、反対2人で、議案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第6号 後期高齢者医療特別会計決算認定であります。この特別会計での討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） お諮りします。ただいまの報告については会議規則第43条により質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、認定第1号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（発言者あり）反対討論ですか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 認定第1号に反対の立場から討論いたします。

住民生活向上のための予算執行全てに反対するものではありませんが、26年度は国の社会保障と税の一体改革に基づき消費税の増税が行われ、町の公共料金の値上げや学校給食費の値上げが行われたものであり、賛成できません。消費税は課税の応能負担の原則に反する最大の不公平税制であり、消費税増税が住民の家計を圧迫しています。住民の暮らしは社会保障の削減とあわせて厳しさを増しています。また、適正化計画に基づく職員の削減やマイナンバー制度導入にかかわる予算執行など賛成できないものもありますので、この認定案には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。（発言者あり）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。17番、深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 認定第1号 平成26年度美郷町一般会計決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成26年度一般会計決算については、各種戦略プロジェクトを実施し、美郷雪華を活用した物品開発や販売、そして国文祭を通じての町内外への美郷の発信、そしてまた宿泊交流施設の建設

などによる町の活性化はもとより交流促進への取り組み、さらには公共施設の耐震改修など、美郷町の安心・安全に向けた取り組みなど将来につながる評価すべき取り組みであったと思います。その上で、財政面においての実質公債比率8.8%という健全財政に向けた財政運営、さらには町職員の資質向上に向けた取り組みなど評価すべきものと考え、賛成いたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

認定第1号 平成26年度美郷町一般会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、認定第1号 平成26年度美郷町一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第2号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。（発言者あり）反対討論ですか。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許します。9番、泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 認定第2号に反対の立場から討論いたします。

平成26年度は25年度に続き2年連続の国保税の値上げが行われたものであります。これは、景気の低迷や雇用の悪化、消費税増税のもとで国保加入者の家計に大きく影響を与えています。国保税の負担が重過ぎるとというのが加入者の実感です。農業所得の減少や雇用状況の悪化など依然として厳しい経済状況の中、これ以上の負担は避けるべきです。国による低所得者向け保険税軽減措置が拡充されていますが、この財源の活用や一般会計からの繰り入れなど、あらゆる財源を活用して今後負担軽減を図るよう求めて、この認定案には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。（発言者あり）賛成討論ですか。

次に、委員長報告に対する賛成者の発言を許可します。17番、深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 認定第2号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定につき、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険特別会計においては、独立した会計として運営されていることから、その財政運営は最も重要な点であります。そうした中での平成26年度においてはこれまでにない繰り入れをし、被保険者の負担軽減を図った上で健康増進に向けた取り組みを実施しており、結果3億1,700万円余りの黒字決算となったことは後年度の安定した財政運営につながるものと評価し、賛成いたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

認定第2号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、認定第2号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第3号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

認定第3号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、認定第3号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第4号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

認定第4号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、認定第4号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第5号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

認定第5号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、認定第5号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第6号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

認定第6号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。認定第6号について、委員長

報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 17名)

○議長(高橋 猛君) 起立全員です。よって、認定第6号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎陳情第7号から陳情第9号までの委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第21、陳情第7号から日程第23、陳情第9号までの3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、中村美智男君、登壇願います。

(総務常任委員長 中村美智男君 登壇)

○総務常任委員長(中村美智男君) 9月8日の第8回定例会本会議において当委員会に審査を付託されました陳情の審査経過と結果をご報告申し上げます。

9月11日に総務常任委員会を開催、欠席委員が1名のため5名の出席で慎重に審査をいたしました。

はじめに、陳情第7号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情ですが、委員会では、所得税法第56条を廃止しなくても青色申告をすれば家族従事者の給料を軽減できる、青色申告の記帳は難しいものではないし出納が明確となり必要なことという意見や、第56条を廃止すると実際に家族が働かなくも働いたような申告もできることが問題だなどの意見がありました。

採決の結果、出席者の全員一致で不採択とすべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第8号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情についてですが、委員会では、町でもマイナンバーに関する条例改正が今定例会に上程されるなど準備も進めている、個人情報に十分注意して利用されると思うので延期には賛成できないという意見や、さらにマイナンバー改正法案は成立したマイナンバー制度により各種の手続が一本化されるのはいいことだ、漏えいの危険性がないとは言えないが個人情報もしっかり守られる法整備をしながら実施に向けて粛々と進めてほしいとの意見がありました。

採決の結果、出席者の全会一致で不採択とすべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第9号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情についてですが、委員会では、世界の中で日本として果たすべき役割があり軍事

力のパワーバランスを考えると法案は必要だ、軍備を整えずして平和を唱えていく考えはあるが日本周辺の安全保障が厳しくなる中で政府が進める法案に賛成だという意見や、世界には偏った思想やテロ行為などいろいろなことが起こり得る不安要素がある、何かが起こってからでは遅い、今から法整備をすべきだとの意見もありました。

採決の結果、出席者の全員一致で不採択とすべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑は陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第7号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りします。陳情第7号について委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げますが、はじめに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。それでは、陳情第7号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 2名）

○議長（高橋 猛君） 起立少数です。

次に、陳情第7号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者 15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、陳情第7号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情については、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第8号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りします。陳情第8号について委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げます

が、はじめに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。それでは、陳情第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 2名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第8号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者 15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、陳情第8号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情については、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第9号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りします。陳情第9号について委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げますが、はじめに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。それでは、陳情第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 6名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第9号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者 11名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、陳情第9号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情については、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

○議長(高橋 猛君) 暫時休憩いたします。

(午前11時03分)

(午前11時04分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時05分)

(午前11時06分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第1、議案第70号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第70号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。契約書の案及び入札執行状況説明書を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

提案理由ですが、美郷町北体育館改修工事につきまして、9月9日に一般競争入札を執行した結果、5,054万4,000円で美郷町土崎、はりま建設株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は議会の議決後の着工、完成が平成27年12月18日でございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、飛澤龍右エ門君。

○13番(飛澤龍右エ門君) 工事概要でございますけれども、落下防止対策とはどういうことでしょうか。

○議長(高橋 猛君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

工事の中で、体育館の中の部分の改修をいたします。吊り物等の部分の落下防止対策、それから電気工事によりましてLED化等々を進めてまいりたいと考えております。落下防止対策につきましては、そういった天井部分に関するものというふうにご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとお
り派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第3、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま
す。

議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、審査中の事件等について、会議規

則第75条の規定によりお手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第4、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

総務常任委員会委員には、1番、澁谷俊二君、5番、村田 薫君、6番、泉 繁夫君、7番、深澤 均君、14番、森元淑雄君、18番、本職。

教育民生常任委員会委員には、4番、中村美智男君、8番、武藤 威君、10番、細井邦男君、12番、藤原政春君、13番、飛澤龍右エ門君、17番、深沢義一君。

産業建設常任委員会委員には、2番、鈴木良勝君、3番、伊藤福章君、9番、泉 美和子君、11番、熊谷隆一君、15番、熊谷良夫君、16番、杉澤隆一君。

議会広報常任委員会委員には、2番、鈴木良勝君、5番、村田 薫君、10番、細井邦男君、12番、藤原政春君、14番、森元淑雄君、15番、熊谷良夫君。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

常任委員会委員はただいまお諮りしましたとおり選任されました。

なお、任期は平成27年10月3日から平成29年9月30日までとなります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員には、3番、伊藤福章君、4番、中村美智男君、6番、泉 繁夫君、7

番、深澤 均君、9番、泉 美和子君、17番、深沢義一君。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員はただいまお諮りしましたとおり選任されました。

なお、任期は平成27年10月3日から平成29年9月30日までとなります。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして平成27年第8回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時13分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成27年9月18日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 藤 原 政 春

署 名 議 員 飛 澤 龍 右 工 門